

【例4】 転勤（特別徴収義務者変更）の場合（転勤（転職等も含む。）先で特別徴収を継続する場合）

A社で6月分から10月分まで徴収した後、B社へ転勤（転職も含む。）して11月以降も引き続きB社で特別徴収を継続される場合は、異動理由は、9.転勤（特別徴収義務者変更）となります。必ず異動先の事業所に確認してから届出を行ってください。異動届の提出時期によっては、特別徴収の御希望開始月が間に合わない場合があります。

◎ 異動届出書の控えに受付印が必要な場合は、控えと切手を貼って返信先住所を記載した返信用封筒を同封して送付してください。
◎ この様式は、旭川市のホームページからダウンロードできます。（P5参照）。

宛先 旭川市長	特別徴収義務者の名称（氏名） 旭川建設 株式会社		特別徴収義務者の所在地 旭川市7条通10丁目		担当者 （係名） 経理係 （電話） 12-3456	担当者氏名 旭川 花子		
	提出 令和 年 月 日	法人番号又は個人番号（個人事業主の場合） 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 0 1 1		令和8年度 給与所得等に係る市民税・道民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）に記載されている各番号を転記してください。				
指定番号 90000001	姓名番号 1	給与所得者個人番号（※マイナンバー） 2 3 4 5 6 7 8 9 1 0 1 1		住民コード（旭川市記入欄）				
給与所得者氏名 旭川 次郎	（ア） 年 税 額 円	徴収済月 6 月分 から 10 月分 まで	（イ） 徴収済税額 円 10,000	（ウ） 未徴収税額 円 14,000	異動年月日 令和 8.10.31	異動理由 1.退職 2.休職 3.長期欠勤 4.合併解散 5.会社解散 6.給与少額等（ ）	（★） 異動後の未徴収税額の徴収方法 <input type="checkbox"/> 一括徴収 → Aへ <input type="checkbox"/> 普通徴収 → Bへ <input checked="" type="checkbox"/> 特別徴収継続 → Cへ	1月から退職時までの 給与支払額 円 控除社会 保険料額 円

（★）で選択した徴収方法について必要事項を記載してください。

A 一括徴収 一括徴収した税額は <input type="checkbox"/> 月分（翌月10日納期限） （1月1日以降の退職は原則として12月31日までの退職者についても一括徴収に御協力ください。）	B 普通徴収 未徴収税額は本人が支払います。	C 特別徴収継続 未徴収税額は、次の転勤先で <input type="checkbox"/> 11 月分（翌月10日納期限）から徴収します。
一括徴収理由 1. 異動が令和 年 12月31日までで、申出があったため。 2. 異動が令和 年 1月1日特別徴収継続の希望がないため。	死亡退職・国外転出の場合の親族等の連絡先 氏名 _____ 続柄 _____ 電話 _____	新指定番号 → 0 1 2 3 4 5 6 7 勤務先（新給与支払者）の所在地 旭川市6条通8丁目 フリガナ シンアサヒカワセイメイホケン 勤務先（新給与支払者）の名称 新旭川生命保険 相互会社 連絡先 経理係 旭川 三郎 係・氏名・電話番号 電話 0166-26-1111

必ず異動先の事業所に確認をしてから届出を行ってください。

指定番号は、9.転勤（特別徴収義務者変更）の場合必ず変更になります。